

# プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン について

平成19年 4月10日

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会 会長代理  
同 発信者情報開示関係WG 主査

桑子 博行

# 「プロバイダ責任制限法」※について

○ インターネット上のホームページや電子掲示板において、名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害、商標権侵害など、特定の者の法益が侵害される情報が流通した際に、

- ① 電子掲示板等の運営者（プロバイダ等）が当該情報を削除しても（しなくても）免責される基準を明確化
- ② 被害者が、電子掲示板等の運営者（プロバイダ等）に対し、匿名で当該情報を発信した者の氏名、住所等の情報の開示を求めることができる権利を創設

したもの（全4条）

※正式名称・・・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成14年5月27日施行）

# 権利侵害情報の削除（第3条）



## <被害者に対する責任>

- ① 他人の権利が侵害されていることを知っていたとき
- ② 他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当の理由があるとき

以外は削除しなくても免責

プロバイダ等  
による対応

削除せず

削除

## <発信者に対する責任>

- ① 他人の権利が侵害されていると信じるに足る相当の理由があった場合
- ② 削除の申出があったことを発信者に連絡して7日以内に反論がない場合

は削除しても免責



# 発信者情報の開示請求（第4条）

① 請求者の権利侵害が明らかであること

② 損害賠償請求の行使その他開示を受けるべき正当な理由があること

の両要件を満たせば開示を請求できる

電子掲示板の管理者  
(プロバイダ等)



※開示に応じないことによる損害については、故意又は重過失がなければ、免責

〔 発信者の意思の確認（原則） 〕

開示しない場合

開示請求

(開示請求の訴え)

裁判所



「ヤフ医者」  
「セクハラ社長」

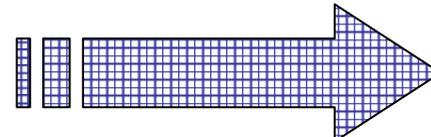
発信者



被害者  
(侵害されたとする者)



損害賠償請求したいが  
相手が誰かわからない。



損害賠償請求等

# 発信者情報開示制度に関する対応について

発信者情報開示制度に関する提言： (インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会  
報告書35～36ページ参照)

権利を侵害された者が発信者情報の開示を受けるためのわかりやすい手続及び電子掲示板の管理者等が任意に発信者情報を開示できる場合を類型化した事例等を盛り込んだ、発信者情報開示に関するガイドラインを策定することにより、プロバイダ責任制限法第4条の用意している制度についての正しい理解を促進するとともに、電子掲示板の管理者等の法解釈、法適用に関する指針を提供することが考えられる。

対応策：

「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」の策定

検討体制・スケジュール等：

- ・ プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会に、新たに  
「発信者情報開示関係WG」（WG主査：桑子）を設置（平成18年9月5日）
- ・ 発信者情報開示関係WG構成メンバー（第1回WG会合：平成18年9月12日）  
電気通信事業者団体、権利者団体、消費者団体等の代表、学識経験者、弁護士等  
（総務省消費者行政課はオブザーバーとして参加、事務局：（社）テレコムサービス協会）
- ・ 平成19年1月からパブコメを実施、平成19年2月26日にガイドラインを公表
- ・ ガイドライン等の周知のためのプロバイダ向け説明会を開催（平成19年2月末～3月実施）

# プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

## 協議会構成員

| 電気通信事業者団体等   | 著作権関係団体  | 商標権関係団体等                                | その他の団体  | アドバイザー・オブザーバ                                   |
|--|--|---|---|--|
| テレコムサービス協会<br>電気通信事業者協会<br>日本インターネット<br>プロバイダー協会<br><br>Yahoo株式会社<br>株式会社ディー・エヌ・エー<br>楽天株式会社 | コンピューター<br>ソフトウェア著作権協会<br>日本映画製作者協会<br>日本映画製作者連盟<br>日本映像ソフト協会<br>日本音楽著作権協会<br>日本放送協会<br>日本民間放送連盟<br>日本レコード協会 | 日本商標協会<br>日本知的財産協会<br>ユニオン・デ・<br>ファブリカン | インターネット協会<br>デジタルコンテンツ協会<br>日本知的財産協会<br>東京都地域婦人団体連盟 | 学識経験者<br>／弁護士<br>／弁理士<br><br>総務省<br>文化庁<br>特許庁 |

## 主な成果

(いずれも <http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/index.htm> を参照)

2002年 5月24日

「プロバイダ責任制限法 著作権関係ガイドライン」 公表  
「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」 公表

2004年10月 6日

「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」 一部改訂

2005年 7月21日

「プロバイダ責任制限法 商標権関係ガイドライン」 公表

2007年 2月26日

「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」 公表

# 発信者情報開示ガイドラインの概要

## I はじめに –ガイドラインの趣旨

ガイドラインの目的／位置付けなど

## II 請求の手順等

請求者／請求の手順

## III 請求を受けたプロバイダ等の対応

請求者の本人確認／発信者情報の保有の有無の確認／権利侵害情報の特定

／発信者の意見聴取／権利侵害の明白性の判断／発信者情報の開示を受けるべき正当な理由の判断

## IV 権利侵害の明白性の判断基準等

- 1 総論
- 2 名誉毀損、プライバシー侵害
- 3 著作権侵害
- 4 商標権侵害

## V 開示・不開示の手続き

開示について発信者の同意があった場合／要件を満たすと判断された場合

／要件を満たさないと判断された場合

書式 発信者情報開示請求書、通知書など

# 請求を受けたプロバイダ等の対応

- 1 請求者の本人確認
- 2 発信者情報の保有の有無の確認
- 3 権利侵害情報の確認

○Webページ上の権利侵害情報について

○いわゆるP2P型ファイル交換ソフトについて

## 4 発信者の意見聴取

発信者に対する意見照会書により、発信者情報の開示に対する発信者の意見を聴取する。

## 5 権利侵害の明白性の判断

## 6 発信者情報の開示をうけるべき正当な理由の判断

- ①損害賠償請求権の行使のためである場合、
  - ②謝罪広告等名誉回復措置の要請のため必要である場合、
  - ③発信者への削除要請等、差止請求権の行使のため必要である場合、
- 発信者情報の開示を受けるべき正当な理由を有しているものと考えられる。

判断基準

名誉毀損  
プライバシー侵害  
著作権侵害  
商標権侵害